

SNS型投資詐欺に注意しましょう

■ 著名人を騙ったSNSのなりすまし広告で詐欺多発！！

最近FacebookやInstagramといったSNSで、著名人の写真とともに「儲けたい人に朗報!あの有名な〇〇が投資教室を開催」などといった広告を見る機会が増えていませんか？

その広告は、本人に無断で顔写真や名前を使用したなりすまし広告である可能性が非常に高く、広告をクリックするとLINE等の友達登録やグループチャットに誘導され、暗号資産の取引、また投資目的の振込や送金をしてしまう被害が全国的に多発しています。

「著名人である〇〇さんの儲け話を聞いてみたい」など興味本位で広告をクリックするのは危険なので絶対に避けましょう。

SNS上の投資グループで勧誘される、詐欺的なFXや暗号資産の取引に注意しましょう。

- 振込先に個人名義の口座を指定された場合は絶対振り込まないでください。
- 無登録業者との取引は行わないでください。日本で登録を受けずに**金融商品取引や暗号資産交換業を行うことは違法です。**金融庁HPで登録を受けている業者の一覧を公表しています。登録を受けているか確認しましょう。
- 仕組みがよく分からなければ契約しないで下さい。

還付金詐欺に注意しましょう

【相談事例1】

・市役所職員を名乗り「健康保険料の還付金がある」と電話があり、市役所に確認したら「そのような職員はいない」と言われ、詐欺に気が付いた。

【相談事例2】

・市役所より医療費還付の連絡の後に銀行から連絡があり電話の指示に従ってATMを操作したところ、約100万円振り込んでいた。

還付金詐欺に遭わないためのアドバイス

- ▶ 電話で「お金が返ってくるのでATMに行くように」と言われたら還付金詐欺です。電話を切りましょう。
ATMでお金を受け取ることはできません!
- ▶ 還付金等に心当たりがある場合でも指示された電話番号に電話をかけず、市役所など公的機関の代表番号に電話をかけて確認してください。
- ▶ 全国各地で起きているため、今後も還付金詐欺に注意が必要です。
- ▶ 「お金が返ってくる」など**電話でお金のお話が出たら詐欺です。**電話を切り警察や消費生活センター等に電話するなど、周囲に相談をしてください。

問い合わせ

- 宇和島市役所市民課市民協働推進室内
宇和島市消費生活センター（TEL：0895-20-1075）
- 月曜日～金曜日 9：00～16：00

宇和島市消費生活センターより お知らせ

令和5年度に宇和島市消費生活センターで受付した相談状況

【相談件数296件 前年度より4件減少】

相談の多くはSNSの電子広告から注文した商品の定期購入トラブルでした。

【相談事例】

- SNSの広告から1回お試しの化粧品を注文。2回目の商品が届いた。
- SNSの広告から美容液を定期購入、1回で解約できると表示されていたため、解約連絡をするが電話が繋がらない。
- いつでも解約できると思っていたが、1回目受取り後解約しようと連絡したところ初回金額と定価との差額を請求された。支払いたくない。



トラブルに遭わないためのチェックポイント

- 注文前に必ず確認
 - ・ 定期購入が条件になっていませんか？
(継続期間・回数・総額・解約の連絡手段)
 - ・ 返品特約を確認しましたか？
(解約・返品はできますか？解約・返品の条件)
 - ・ 契約内容の記録のため、注文時の画面やメールをスクリーンショットで保存しましたか？
 - ・ 利用規約の内容を確認しましたか？

令和4年6月1日に「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化され、販売業者等は、取引における基本的な事項を最終確認画面で明確に表示することが義務付けられている。

未成年の場合

- ・ 親権者の同意は得ていますか？
- ・ 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申し込んでいますか？



注文後にトラブルにあった場合

- ・ 販売業者に解約の連絡をしても連絡がつかない場合、連絡した証拠（電話やメール等の記録）を残しましょう。

※通信販売にはクーリングオフ制度はありません。返品については事業者が決めた特約（返品特約）に従うことになります。